

第 2 章  
設計マニュアル  
公園

# 1 出入口

## 【基本的な考え方】

公園の出入口は、誰でも安全に、かつ、快適に通過できるようにすることが必要です。地形的な条件などを考慮し、十分な幅員の確保や段差の解消など、高齢者、障害者等の利用に配慮することが必要です。

### 構造等基準

項目	整備水準	解説
出入口「1-1」 有効幅員 段差 車止め	1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、120cm以上であること。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。ただし、やむを得ず生ずる段差であり、かつ、当該段差が2cm以下である場合は、この限りでない ハ 車止めのためのさくを設ける場合においては、当該さくの間隔は、90cmが標準であること。	
出入口「1-2」 点状ブロック等	車道に接する出入口は、点状ブロック等を敷設すること等により道路との境界を容易に識別できるものとする。	

### 設計標準

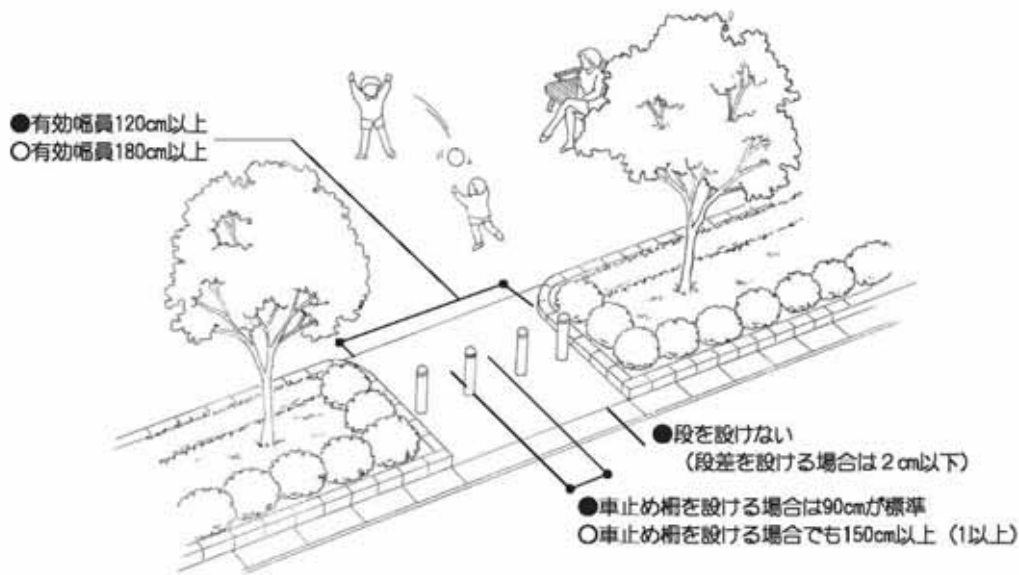
項目	整備水準	解説
有効幅員 車止め 園路との直結	<ul style="list-style-type: none"><li>1以上の出入口の有効幅員は、180cm以上します。</li><li>車止めが必要な場合であっても、1以上の出入口の有効幅員は、150cm以上とします。</li><li>車止めの前後には、水平部分150cm以上を確保します。</li><li>車いすで出入りできる出入口には、車いすが通行可能な園路を直結します。</li></ul>	

### 望ましい配慮

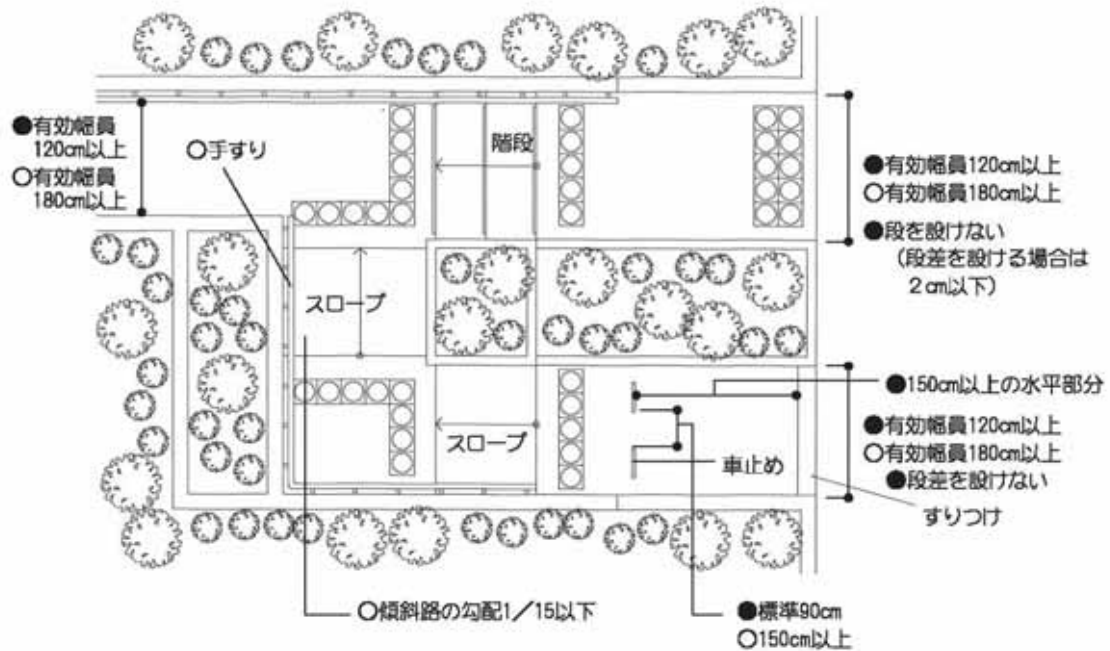
項目	整備水準	解説
車止め	<ul style="list-style-type: none"><li>車両の前後には、水平部分180cm以上を確保します。</li><li>車止めを設置する場合には、視覚障害者の円滑な利用のために点状ブロック等を設置します。</li></ul>	

## 出入口の整備例

歩道等と高低差がない場合



歩道等と高低差がある場合



## 2 園路

### 【基本的な考え方】

公園の園路は、高齢者、障害者等が園内の施設等を利用する際に、安全に、かつ、快適に通行できるようにすることが必要です。また、文字の大きさ、配色、記号による表示、点字表示などに配慮した誰でもわかりやすい案内板の設置などの配慮も必要となります。

#### 構造等基準

項目	整備水準	解説
園路「2-1」 表面の仕上げ 階段	<p>出入口に通ずる主たる園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げであること。</p> <p>ロ 階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造であること</p> <p>(1) 踊場を除き、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>(3) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>	公園の出入口に通じる園路の基準です。
有効幅員	<p>ハ 有効幅員は、120cm以上であり、180cm未満である場合にあっては、車いすがすれ違うことのできる場所が適宜設けられていること。</p>	140cm×140cm以上のスペースを確保します。
縦断勾配	<p>ニ 縦断勾配は、4%以下であり、3%以上4%以下の部分が30m以上続く場合にあってはその途中に150cm以上の水平な部分が設けられていること。</p>	
排水溝ふた	<p>ホ 路面に排水溝を設ける場合においては、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたが設けられていること。</p>	
切下げ部分	<p>ヘ 縁石線によって区画された敷地の部分を切り下げる場合においては、園路に接する切下げ部分の有効幅員は、120cm以上であり、勾配は、8%以下であること。</p>	
傾斜路の側壁	<p>ト 傾斜路を設ける場合においては、その両側に高さ10cm以上の側壁又はこれに代わるものが設けられていること。</p>	
点状ブロック等	<p>チ 危険防止のために必要な箇所には、点状ブロック等が敷設されていること。</p>	
案内板	<p>リ 公園全体の概要を示す案内板のうち1以上の案内板の文字等は、地色と明度の差の大きい色とし、又は図形、記号等によって表示すること等により、見やすいものであること。</p>	

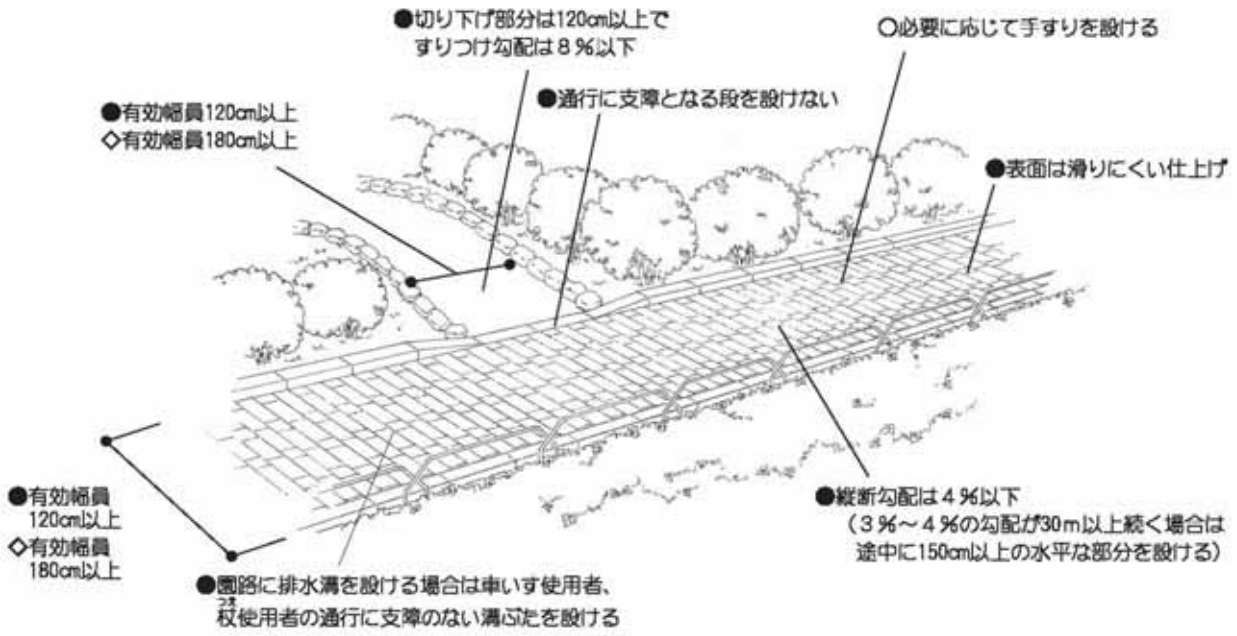
## 設計標準

項目	整備水準	解説
段差 傾斜路 手すり 休憩設備 視覚障害者誘導用ブロック等 各種施設 案内板	<ul style="list-style-type: none"> <li>園路には、段差を設けないものとする。</li> <li>傾斜路を設ける場合は、勾配は15分の1以下とします。</li> <li>必要に応じて、手すりを設けます。</li> <li>園路には、休憩できるようベンチ等を設けます。</li> <li>園路にあるベンチ・ゴミ箱等は、視覚障害者や車いす使用者等の進行の支障にならないように配慮します。</li> <li>園路の要所（便所出入口、公園内施設、水飲み場、案内設備等）には、視覚障害者誘導ブロック等を敷設します。</li> <li>便所、公園内施設、水飲み場、案内設備等については、建築物の各項目に定める基準に準じたものとします。</li> <li>施設概要等を示す案内板を設ける場合は、案内板の基準に準じたものとします。</li> <li>案内板は、車いす使用者にもわかりやすい位置に設けます。</li> <li>案内板は、主要な出入口付近や園内の要所に、車いす使用者や視覚障害者の通行の妨げとならないよう配慮して、設置します。</li> </ul>	

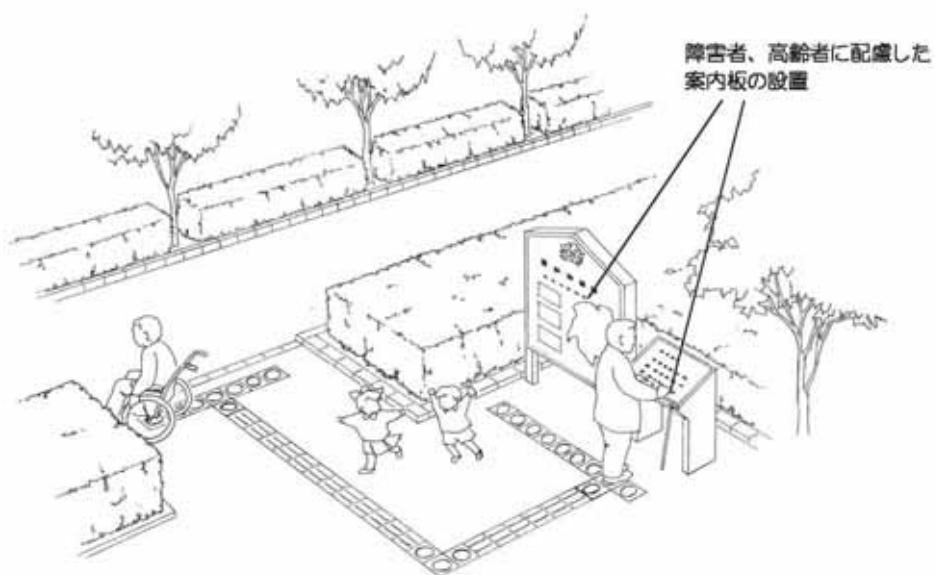
## 望ましい配慮

項目	整備水準	解説
有効幅員 路盤材料 手すり 案内板 文字表示設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>園内の有効幅員は、車いす同士が、円滑にすれ違うことができるように180cm以上とします。</li> <li>主要な園路は、車いす使用者や高齢者の通行に配慮して、砂利敷き等は避けた方が望まれます。</li> <li>手すりは、園路の両側にできる限り連続して設け、階段の幅員が300cm以上の場合は、中間にも設けます。</li> <li>案内板を設置する場合は、必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。</li> <li>案内板には、障害者等の利用可能な施設、出入口等を表示します。</li> <li>案内板には、点字表示を併用し、触知図を設けます。</li> <li>災害時の避難場所を兼ねる公園等では、放送内容等を視覚的に表示できる文字表示設備を設けます。</li> </ul>	

## 園路の整備例



案内表示の例



# 3 駐車場

## 【基本的な考え方】

誰もが快適に公園を利用することができるように公園の駐車場には、車いす使用者駐車施設を確保し、また、駐車施設から出入口までの通路を車いす使用者などが安全に、かつ、円滑に通行できるようにすることなどの配慮が必要です。

### 構造等基準

項目	整備水準	解説
駐車場「3-1」 車いす使用者用駐車施設	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（特殊装置のみを用いるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上に、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>イ 有効幅員は、350cm以上であること。</p> <p>ロ 車いす使用者用駐車施設又はその付近には、車いす使用者用駐車施設である旨が見やすい方法により表示されていること。</p>	
駐車場「3-2」 位置	<p>車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設から出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	

### 設計標準

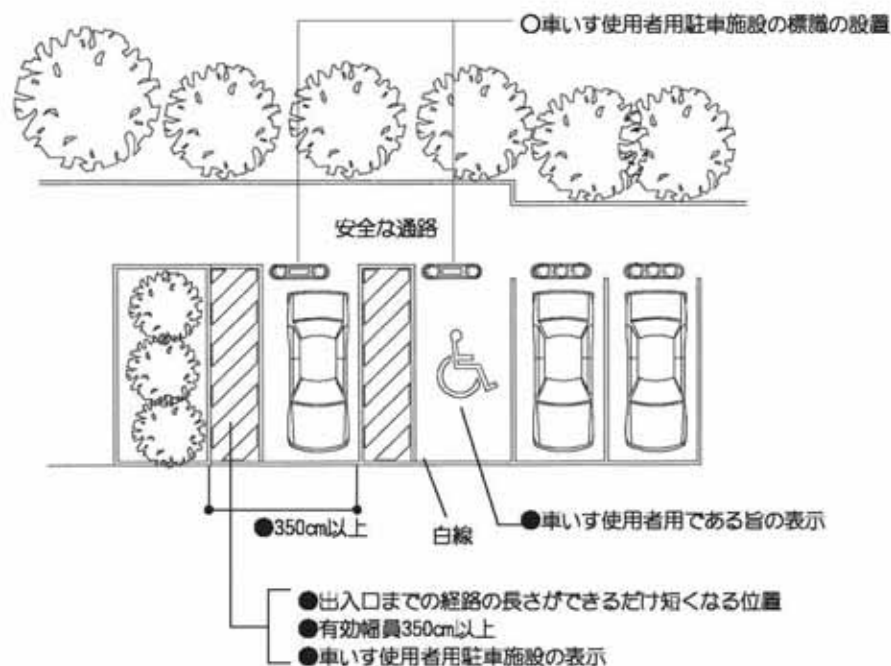
項目	整備水準	解説
案内表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者用であることを床面と標識で表示します。</li> </ul>	

### 望ましい配慮

項目	整備水準	解説
誘導標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>進入口から車いす使用者駐車施設までの経路には、車いす使用者駐車施設の位置を示す誘導標識等を適切に設けます。</li> </ul>	<p>車いす使用者が、運転席から手を伸ばすことが、困難な場合があります。</p>
屋根・ひさし	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨天時等の利用に配慮し、車いす使用者駐車施設に、屋根やひさしを設けます。</li> </ul>	
料金支払機	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車料金の支払いを機械式とする場合は、車いす使用者が利用しやすい機器を設置します。</li> </ul>	



## 車いす使用者用駐車施設の整備例



## 案内表示の例

車いす使用者用駐車施設の標識の例



※国際シンボルマークは、車いす使用者だけでなく全ての障害者が利用できることを示しています。

駐車場の誘導標識の例



